

毎週火・金曜日発行(但休日当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇人委規則 産業教育手当の支給に関する規則の一部改正
- 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

## 人事委員会規則

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年四月六日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十五号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則(昭和三十三年二月鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)」を「(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)」に改める。

第二条第二項第三号中「分校」を「本校又は分校」に改める。

第二条第三項を削る。

第四条中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次のように加える。

一 給与条例第十一条の三第一項及び第二項に該当しなかつた日

第六条第二項中「給料月額が、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条

例」という。)を「第四条の規定に該当しない者で、給料月額が給与条例」に、同条第三項中「前日」を「前月」に、「第二号から第四号まで」を「第二号及び第三号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

警察職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年四月六日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十六号

警察職員の特務勤務手当の支給に関する

規則の一部を改正する規則

警察職員の特務勤務手当の支給に関する規則(昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項各号別記以外の部分中「第一号」を「第一号及び第三号」に改め、同条同項に次の一号を加える。  
三 交通取締用二輪自動車に乗車して行なう交通取締作業

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年四月六日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の特務勤務手当の支給に関する規則の

一部を改正する規則

職員の特務勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条及び第二十五条」を「第十九条、第二十六条及び第二十七条」に改める。

第二条の二第二項第二号中「職になかつた日」を「職員でなかつた日」に改め、同項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

条例第七条第一項第一号に定める現業を行なう所員とは、福祉に関して援護若しくは保護を必要とする状態にある者又は更生について指導を要する者等の家庭を訪問し、相談に応じ又は生活指導を行なう等の事務(以下「現業事務」という。)に従事する職員をいい、指導監督を行なう所員とは、現業事務の指揮監督をつかさどる職員をいう。

第九条の八の次に次の二条を加える。

(結核患者指導業務従事職員の手当)

第九条の九 結核患者指導業務従事職員の手当は、条例第二十五条第一項に定める療養指導に従事した時間が一日につき四時間未満のときは、条例第二十五条第二項に定める額に百分の六十を乗じた額とする。

(特殊自動車運転作業従事職員の手当)

第九条の十 特殊自動車運転作業従事職員に対する条例第二十六条第一項の特殊自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)別表第一号に掲げる特殊自動車をいう。

2 特殊自動車運転作業従事職員の手当は、条例第二十六条第一項に定める作業に従事した時間が一日につき四時間未満のときは、条例第二十六条第二項に定める額に百分の六十を乗じた額とする。

様式第十六の次に次の様式を加える。

様式第17

(月分)		所属	職名	氏名
日	曜	所属長印	直接監督者印	従事した時間
1				自至
2				

30				
31				
計	条例第25条第2項	日	1日につき24円	円
	規則第9条の9	日	24円の60/100	円
				支給額
				円

- 備考 1 所属長とは廳長、直接監督者とは廳の課長又は係長をいう。  
2 所属長は、必要に応じてこの様式に所要事項を加え又は縦書とすることができる。

様式第18

(月分)	所属	職名	氏名
	部課		

特殊自動車運転作業従事職員特殊勤務実績簿

日	曜	所属長印	直接監督者印	従事した時間	従事者印	備考
1				自至		
2						

30				
31				
計	条例第26条第2項	日	1日につき30円	円
	規則第9条の10第2項	日	30円の60/100	円
				支給額
				円

- 備考 1 所属長とは、本庁にあつては課長、廳にあつては廳長をいう。  
2 直接監督者とは、本庁にあつては係長、廳にあつては廳の課長又は係長をいう。  
3 所属長は、必要に応じてこの様式に所要の事項を加え、又は縦書とすることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

昭和三十七年四月六日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十八号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員を改正する規則をここに公布する。

職員を改正する規則 (昭

和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号(1)を次のように改める。

(1) 教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の適用を受ける職員にあつては、別表第三における高校卒の学歴区分欄に掲げるその者の該当する学歴(別表第一においてこの学歴に含まれる学歴免許等の資格を含む。以下「基礎学歴」という。)を取得したとき以後の職員及び準職員として在職した年数と職員及び準職員以外の期間について別表第二に定める換算率を乗じて得た年数(以下「換算年数」という。)とを合算した年数から、別表第三においてその者に適用されることとなつた学歴免許等の資格の属する学歴区分の修学年数と基礎学歴の修学年数との差の年数を減じた年数(減ずる場合には、職員及び準職員以外の期間の換算年数から減じ、なお、減ずる年数のある場合には、職員及び準職員として在職した年数から減ずるものとす

る。)をいう。但し、別表第一、一の(一)の(8)に掲げる該当者については、六月を前記によつて計算した年数に加えた年数とする。

第四条等一項及び第二項を次のように改める。

第四条 採用試験を行なう職に、当該試験の結果に基づいて任用される職員(警察官を除く。以下「試験採用職員」という。)のうち、職員に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格に対して別表第三に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者(その加える年数が一年未満である職員を除く。)の初任給基準表の適用については、その者の受けるべき初任給基準表に掲げる額と同じ額の号給の号数にその加える年数(一年未満の端数は除く。)の数を加えて得た数を号数とする号給の額をもつて同表の初任給欄の額とする。

2 試験採用職員のうち、経験年数を有する者の初任給基準表の適用については、初任給基準表に掲げる額(前項の規定の適用を受ける者については、その額)

と同じ額の号給の号数に、その経験年数(職員及び準職員としての期間以外の期間については、その三分の二に相当する年数)と別表第三に定める加える年数が一年未満である場合のその加える年数とを合算した年数(一年未満の端数は除く。)の数を加えて得た数を号数とする号給の額をもつて同表の初任給欄の額とする。

第五条第一項及び第二項を次のように改める。

第五条 選考に基づいて新たに任用される職員(以下「選考採用職員」という。)のうち、職員に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格に対して別表第三に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者(その加える年数が一年未満である職員を除く。)の初任給基準表の適用については、その者の受けるべき初任給基準表に掲げる額と同じ額の号給の号数にその加える年数(一年未満の端数は除く。)の数を加えて得た数を号数とする号給の額をもつて同表の初任給欄の額とする。

2 選考採用職員のうち、経験年数を有する者で、その経験年数が各等級について職員の任用に関する規則に基く選考の基準(昭和三十二年鳥取県人事委員会告示第三号)及び基準経験年数表(別表第十二)に定める経験年数(以下「基準経験年数」という。)をこえている者の初任給基準表の適用については、任用された等級の最低の号給又は初任給基準表に掲げる額(前項の規定の適用を受ける者については、その額)と同じ額の号給の号数に、その経験年数から基準経験年数を減じた残りの経験年数(減ずる場合には、職員及び準職員以外の期間の経験年数から減じ、なお、減ずる年数のある場合には、職員及び準職員として在職した経験年数から減ずるものとする。この場合、この減じた残りの経験年数が第二条第一項第四号の(1)及び(6)の規定に基づくものである場合においては、職員及び準職員としての期間以外の期間については、その三分の二に相当する年数とする。)と別表第三に定める加える年数が一年未満である場合のその加える年数とを合算

した年数(一年未満の端数は除く。)の数を加えて得た数を号数とする号給の額をもつて同表の初任給欄の額とする。

第八条の二第二項第二号中「三等級欄に定める職」の下に「及び五等級欄に定める職」を加え、同条第三項中「第十九条第一項に定める時期」の下に「昇格が昇任に伴なう場合は昇任の日」を加える。

第十条の二第一項第一号中「(第二十一条又は第二十条の規定により通算された期間を含む。)」を「(第十七条第五項及び第六項、第十九条の二、第二十一条並びに第二十二條の規定により昇給期間を調整若しくは短縮される場合には、当該調整若しくは短縮によつて昇給することとなるときまでの間)」に改め、同条第二項中「昇給期間」の下に「(第十七条第五項及び第六項、第十九条の二、第二十一条並びに第二十二條の規定により昇給期間を調整若しくは短縮している給料月額を受けたときから当該調整若しくは短縮によつて昇給することとなるときまでの期間)」を加え

る。  
第十四条第一項但し書中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「(職務の等級が異動することとなる場合は異動後の給料月額)」を削る。

第十七条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定の適用を受ける職員は給料月額の調整は、復職等の日に行なうものとし、調整期間と休職等となつた日以前の勤務期間で昇給の対象となるところの期間とを合算(これらの期間中の一月未満の日数を合算するときは、三十日をもつて一月とする。)  
した期間(以下「是正期間」という。)を復職等の日の前日まで引き続き勤務したものとみなし、かつ、復職等の日を定期昇給又は枠外昇給の時期とみなして当該職員が復職等の日において現に受けている号給又は給料月額について昇給の規定を適用した場合、復職等の日に受けることとなる号給又は給料月額をも

つてその者の調整後の号給又は給料月額とする。  
第十九条第二項中「(第十六条の二第一号の規定の適用を受ける者を除く。)」を削る。

第十九条の二に次の一条を加える。

(昇給の時期の昇任又は昇格の時期が重複した場合の特例)

第十九条の三 定期昇給及び枠外昇給(第十条の二第二項、第十七条第五項及び第六項、第十九条の二、第二十一条並びに第二十二條の規定により昇給期間を調整若しくは短縮された場合の昇給を含む。以下「定期昇給等」という。)の時期と昇任(職務の等級を異にしていし。)  
又は昇格の場合に限る。以下本条において同給等の直前の号給又は給料月額(以下本条において「昇給前の号給等」という。)を基にして第八条の四の規定を適用して昇任若しくは昇格後の職務の等級における号給又は給料月額を決定し、昇給前の号給等を受けていた期間(その期間が昇給前の号給等の昇給期

間をこえている場合又は第十条の二第二項、第十七条

第五項及び第六項、第十九条の二、第二十一条(第一項第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二條の規定により昇給期間を調整若しくは短縮された場合には、昇給前の号給等について定められている昇給期間を基にして第二十一条第一項第四号から第六号までの規定を適用して次期昇給(昇任又は昇格の日における定期昇給等を含む。)の時期を決定するものとする。

2 特別昇給の時期と昇任又は昇格の時期とが重複する場合に、特別昇給直前の号給又は給料月額を基にして第八条の四の規定を適用した場合における昇任若しくは昇格後の職務の等級における号給又は給料月額を基にして特別昇給を行なうものとする。

第二十条中「第五項及び第六項」を「第七項及び第八項」に改める。

第二十一条第一項第一号中「これらの規定による給料月額の決定に必要な経過年数をこえる経過年数を有するときは、そのこえる部分の経過年数」を「これらの規定

による給料月額決定の際に除かれた端数のあるときは、その除かれた端数に相当する月数に改め、同条同項第六号中「(その期間がその昇給期間をこえるときはその昇給期間に相当する期間)。」を「(その期間が昇格直後の号給又は給料月額の昇給期間をこえるときは、その昇給期間に相当する期間)。」に改め、同条同項同号(1)中「六月」を「その昇給期間の二分の一」に改める。

別表第十二注中「職員の選考基準(昭和三十二年鳥取県人事委員会告示第三号)」を「職員の任用に関する規則に基く選考の基準」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
部 鳥取市(配送料共)  
月 二五〇  
標 〇